

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年10月2日

京都市長 門川大作

京都市規則第37号

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市個人情報保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

第20条を削る。

第19条中「第27号様式」を「第28号様式」に改め、同条を第20条とする。

第18条中「第26号様式」を「第27号様式」に改め、同条を第19条とする。

第17条第1項中「第22号様式」を「第23号様式」に改め、同条第2項第1号中「第23号様式」を「第24号様式」に改め、同項第2号中「第24号様式」を「第25号様式」に改め、同条第3項中「第25号様式」を「第26号様式」に改め、同条を第18条とする。

第16条中「第21号様式」を「第22号様式」に改め、同条を第17条とする。

第15条中「第20号様式」を「第21号様式」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「第19号様式」を「第20号様式」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「第18号様式」を「第19号様式」に改め、同条を第14条とする。

第12条第1項中「第15号様式」を「第16号様式」に改め、同条第2項第1号中「第16号様式」を「第17号様式」に改め、同項第2号中「第17号様式」を「第18号様式」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「第14号様式」を「第15号様式」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とする。

第9条第1項中「第11号様式」を「第12号様式」に改め、同条第2項中「第12号様式」を「第13号様式」に改め、同条第3項中「第13号様式」を「第14号様式」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「第10号様式」を「第11号様式」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「第9号様式」を「第10号様式」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項第1号中「第4号様式」を「第5号様式」に改め、同項第2号中「第5号様式」を「第6号様式」に改め、同条第2項第1号中「第6号様式」を「第7号様式」に改め、同項第2号中「第7号様式」を「第8号様式」に改め、同項第3号中「第8号

様式」を「第9号様式」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項各号列記以外の部分中「、第31条第2項及び第35条第3項」を「及び第31条第2項」に改め、同項第6号中「若しくは」を「又は」に改め、「をし、又は第35条第1項の規定による申出」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「法定代理人」を「代理人」に改め、同項第1号中「法定代理人が」を「代理人が」に改め、同号ア中「当該法定代理人」を「当該代理人」に改め、同号イ中「本人」を「法定代理人にあつては、本人」に改め、同号に次のように加える。

ウ 本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）にあつては、本人から委任を受けたことを証する書類及び次のいずれかの書類（その写しを含む。）

- (ア) 当該本人に係る前項第1号から第5号までに掲げる書類のいずれか
- (イ) 当該本人の氏名及び住所が記載されている書類で市民協働・国際化・情報化担当局長が定めるもの

第5条第2項第2号中「法定代理人が」を「代理人が」に改め、同号ア中「当該法定代理人」を「当該代理人」に改め、同号イ及びウ中「当該法定代理人」を「当該代理人」に改め、「若しくは申出書」を削り、同号エ中「前号イ」を「法定代理人にあつては、前号イ」に改め、同号に次のように加える。

オ 任意代理人にあつては、前号ウの書類

第5条の次に次の1条を加える。

(任意代理人から特定個人情報の開示請求があつた場合における本人への通知)

第6条 実施機関は、任意代理人から特定個人情報の開示の請求があつたときは、その旨を本人に通知して、当該請求が本人の意思に基づくものでない場合にその意思を表示する機会を与えなければならない。

2 前項の規定による通知は、任意代理人による特定個人情報の開示請求に関する通知書（第4号様式）により行うものとする。

第21条中「第37条」を「第36条」に、「第30号様式」を「第29号様式」に改める。

第22条中「第38条」を「第37条」に、「第31号様式」を「第30号様式」に改める。

第23条中「第43条」を「第42条」に改める。

第24条中「第44条第1項」を「第43条第1項」に改める。

第1号様式注以外の部分中 「
□識別番号
□氏名
□性別
□生年月日
・年齢
□住所
□電話番号
□本籍・国
籍
」
を 「
□識別番号
□個人番号
□氏名
□性別
□生年月日
・年齢
□住所
□電話番号
□本籍・国
籍
」
に改める。

第3号様式を同様式1 本人又は法定代理人用とし、同様式に次のように加える。

第28号様式を削る。

第27号様式中「第19条関係」を「第20条関係」に改め、同様式を第28号様式とする。

第26号様式中「第18条関係」を「第19条関係」に改め、同様式を第27号様式とする。

第25号様式中「第17条関係」を「第18条関係」に改め、同様式を第26号様式とする。

第24号様式中「第17条関係」を「第18条関係」に改め、同様式を第25号様式とする。

第23号様式中「第17条関係」を「第18条関係」に改め、同様式を第24号様式とする。

第22号様式中「第17条関係」を「第18条関係」に改め、同様式を第23号様式とする。

第21号様式中「第16条関係」を「第17条関係」に改め、同様式を同様式1 本人又は法定代理人用とし、同様式に次のように加える。

2 特定個人情報に係る任意代理人用

個人情報利用停止請求書

(宛先) 実施機関の名称		年 月 日
請求者 (代理人)	住所 (法人にあつては, 主たる事務所の所在地)	
	氏名 (法人にあつては, 名称及び代表者名) 電話 ー	
<p>京都市個人情報保護条例第30条第2項において準用する同条例第14条第2項 <input type="checkbox"/>消去 の規定により, 特定個人情報の<input type="checkbox"/>利用の停止を請求します。 <input type="checkbox"/>提供の停止</p>		
本人	住所	
	氏名	電話 ー
利用停止請求に係る特定個人情報 が記録されている公文書の件名		
請求する利用停止の内容		
利用停止を請求する理由		
※任意代理人であることを 確認した書類	<input type="checkbox"/> 本人の委任状	
	<input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> その他()	
※本人に関する書類	<input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券	
	<input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> その他()	

注1 該当する□には, レ印を記入してください。

2 ※印の欄は, 記入しないでください。

3 利用停止請求に際しては, 本人の任意代理人であることを証明するために必要な書類及び本人に関する書類を提出し, 又は提示してください。

第21号様式を第22号様式とする。

第20号様式中「第15条関係」を「第16条関係」に改め、同様式を第21号様式とする。

第19号様式中「第14条関係」を「第15条関係」に改め、同様式を第20号様式とする。

第18号様式中「第13条関係」を「第14条関係」に改め、同様式を第19号様式とする。

第17号様式中「第12条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を第18号様式とする。

第16号様式中「第12条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を第17号様式とする。

第15号様式中「第12条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を第16号様式とする。

第14号様式中「第11条関係」を「第12条関係」に改め、同様式を同様式1 本人又は法定代理人用とし、同様式に次のように加える。

2 特定個人情報に係る任意代理人用

個人情報訂正請求書

(宛先) 実施機関の名称		年 月 日
請求者 (代理人)	住所 (法人にあつては, 主たる事務所の所在地)	
	氏名 (法人にあつては, 名称及び代表者名) 電話 ー	

京都市個人情報保護条例第24条第2項において準用する同条例第14条第2項の規定により特定個人情報の訂正を請求します。

本人	住所	
	氏名	電話 ー
訂正請求に係る特定個人情報が記録されている公文書の件名		
請求する訂正の内容		
訂正請求の理由		
※任意代理人であることを確認した書類	<input type="checkbox"/> 本人の委任状	
	<input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> その他 ()	
※本人に関する書類	<input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券	
	<input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> その他 ()	

注1 該当する□には, レ印を記入してください。

2 ※印の欄は, 記入しないでください。

3 請求する訂正の内容が事実と合致することを証する資料を添付してください。

4 訂正請求に際しては, 本人の任意代理人であることを証明するために必要な書類及び本人に関する書類を提出し, 又は提示してください。

第14号様式を第15号様式とする。

第13号様式中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を第14号様式とする。

第12号様式中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を第13号様式とする。

第11号様式中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を第12号様式とする。

第10号様式中「第8条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を第11号様式とする。

第9号様式中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を第10号様式とする。

第8号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を第9号様式とする。

第7号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を第8号様式とする。

第6号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を第7号様式とする。

第5号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同様式注2中「法定代理人」を「代理人」に改め、同様式を第6号様式とする。

第4号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同様式注2中「法定代理人」を「代理人」に改め、同様式を第5号様式とする。

第3号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式（第6条関係）

任意代理人による特定個人情報の開示請求に関する通知書

様	年 月 日
	実施機関の名称

年 月 日	付
<p>付けて、あなたの代理人 様から、 あなたの特定個人情報の開示請求がありましたので、京都市個人情報保護条例施行規則第6条の規定により通知します。</p> <p>この開示請求が、あなたの意思に基づくものでない場合は、 年 月 日までに次の連絡先に申し出てください。</p> <p>なお、上記の期限までに申出がない場合は、開示請求に係る手続を進めることとなります。</p> <p>(連絡先)</p> <p style="text-align: right;">電話 ー</p>	

第29号様式を削る。

第30号様式注以外の部分中「第36条第1項」を「第35条第1項」に、「第37条」を「第36条」に改め、同様式を第29号様式とする。

第31号様式中「第38条」を「第37条」に改め、同様式を第30号様式とする。

第2条 京都市個人情報保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号を次のように改める。

(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード

第1号様式注以外の部分中

	「	「
個人情報 ^の 経常的な 目的外利用・提供先	を	個人情報 ^の 経常的な 目的外利用・提供先 個人情報 ^の 番号の利用・特 定個人情報 ^の 提供
	」	」

「	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (条例第8条第1項 第 号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他※3	を	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (条例第8条第1項 第 号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他※3	に改める。
	<input type="checkbox"/> 個人番号の利用 <input type="checkbox"/> 特定個人情報の提供			
」		」		

第3号様式1注以外の部分、同様式2注以外の部分、第15号様式1注以外の部分、同様式注2以外の部分、第22号様式1注以外の部分及び同様式2注以外の部分中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条及び次項の規定は平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第20条第1項に規定する住民基本台帳カード（同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法第30条の4第9項の規定によりその効力を失ったものを除く。）については、第2条の規定による改正後の京都市個人情報保護条例施行規則第5条第1項第5号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(総合企画局情報化推進室)